様式１

事業報告書

医療法人整理番号			40082	
報告期間	自		令和6年4月1日	
	至		令和7年3月31日	
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称		医療法人祐圭会	
		分類①	社団（出資持分あり）	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）
		分類②	その他	
		分類③	基金制度不採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	山口県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	山口市	
		町名・番地	吉敷佐畑四丁目9番1号	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		昭和31年5月15日	
	(4) 設立登記年月日		昭和31年5月15日	
	(5) 理事長の氏名	姓	山本	
		名	二郎	
	役員及び評議員の人数		4	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員		記載はこちら	
2 事業の概要				
	(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら	
	(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら	
	(2) 附帯業務		記載はこちら	
	(3) 収益業務		記載はこちら	
	(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら	
	(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
	(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら	
	(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら	
	(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2004

様式１：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

（開設する病院、診療所（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	山口よしき病院		3510310356	山口市吉敷佐畑四丁目9番1号	0	0	0	0	197	0	0

様式１：2-(4)-(9)

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付	議決又は同意した事項
令和6年5月25日	令和5年度営業報告並びに決算報告承認
令和6年7月24日	役員改選の件
令和6年7月24日	理事長、常務理事選任の件（理事会）
令和7年3月18日	令和7年度事業計画及び予算についての件、役員報酬の件、役員重任の件
令和7年3月26日	新社員入社、新理事選任の件

注）2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

様式２

法人名　医療法人祐圭会　　※医療法人整理番号 | 4 | 0 | 0 | 8 | 2 |

所在地　山口市吉敷佐畑四丁目９番１号

財　産　目　録

（令和　７年　３月　３１日現在）

１．資　産　額	1,810,946,890 千円	
２．負　債　額	28,257,639 千円	
３．純　資　産　額	1,782,689,251 千円	

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		1,267,281,971
Ｂ　固　定　資　産		543,664,919
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	1,810,946,890
Ｄ　負　債　合　計		28,257,639
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	1,782,689,251

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

建　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

様式3－1

法人名　医療法人祐圭会
所在地　山口県山口市吉敷佐畑四丁目9番1号

※医療法人整理番号 40082

貸借対照表
令和7年3月31日　現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	1,267,281	Ⅰ 流動負債	24,210
現金及び預金	1,134,986	買掛金	6,991
事業未収金	99,558	未払金	9,756
有価証券	3,143	未払消費税等	745
たな卸資産	5,359	未払法人税等	141
前渡金	19,250	預り金	6,575
前払費用	464	未払法人税等	
未収金	315	未払消費税等	
その他の流動資産	226	前受金	
		預り金	
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
Ⅱ 固定資産	543,664		
1 有形固定資産	529,002	Ⅱ 固定負債	4,047
建物	162,430	その他の固定負債	4,047
構築物	12,619	長期借入金	
医療用器械備品		繰延税金負債	
その他の器械備品	59,122	その他引当金	
車両及び船舶	0	その他の固定負債	
土地	201,577		
建設仮勘定	0		
その他の有形固定資産	87,015		
その他の有形固定資産	6,236		
		負債合計	28,257
		純資産の部	
2 無形固定資産	6,883	科目	金額
ソフトウェア	6,600	Ⅰ 出資金	4,400
その他の無形固定資産	282		
その他の無形固定資産		Ⅱ 積立金	1,778,289
		その他積立金	2,000
3 その他の資産	7,779	繰越利益積立金	1,776,289
その他の固定資産	5	その他積立金	
長期貸付金	720		
その他の固定資産	190		
繰延税金資産	630		
繰延消費税等	6,234		
長期前払費用		Ⅲ 評価・換算差額等	
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	1,782,689
資産合計	1,810,946	負債・純資産合計	1,810,946

（注）1．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式４－１

法人名　医療法人祐圭会
所在地　山口県山口市吉敷佐畑四丁目9番1号

医療法人整理番号	40082

損　益　計　算　書

自　令和6年4月1日　至　令和7年3月31日

（単位：千円）

科目		金額	
Ⅰ　事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			664,838
2 事業費用			
(1) 事業費		712,888	
(2) 本部費			712,888
本来業務事業損失			48,050
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
附帯業務事業利益			0
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
事業損失			48,050
Ⅱ　事業外収益			
受取利息		117	
その他の事業外収益		16,066	16,183
Ⅲ　事業外費用			
支払利息			
その他の事業外費用		12	12
経常損失			31,879
Ⅳ　特別利益			
固定資産売却益			
その他の特別利益			0
Ⅴ　特別損失			
固定資産売却損		0	
その他の特別損失			0
税引前当期純損失			31,879
法人税・住民税及び事業税		141	
法人税等調整額			141
当期純損失			32,020

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人祐圭会
理事長　山本　二郎　　殿

私（注１）は、医療法人会の令和６年会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注２）の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和７年５月２９日
医療法人祐圭会
監事　中野　勉

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第２項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第３条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。